

観参第1119号  
令和2年3月10日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）  
(公印省略)

旅行業務取扱管理者の定期研修及び旅行サービス手配業務取扱管理者の研修  
に関する経過措置について

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）により旅行業法（昭和27年法律第239号）が改正され、平成30年1月4日より施行となり、経過措置に関して「旅行業法の改正に伴う経過措置について」（平成29年12月28日付観観産第622号）を発出しておりましたが、旅行業務取扱管理者の定期研修については、下記の通りの運用となりますので、貴都道府県登録の旅行業者及び旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）並びに旅行サービス手配業者に周知徹底をお願いします。

記

1. 旅行業務取扱管理者の定期研修の扱いについて

改正旅行業法において、旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、5年ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、（一社）日本旅行業協会又は（一社）全国旅行業協会（以下「旅行業協会」という。）が実施する研修（以下「旅行業務取扱管理者定期研修」という。）を受けさせなければならないこととなっている（旅行業法第11条の2第7項及び旅行業法施行規則第10条の6）。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、政府によるイベント等の開催自粛要請等を踏まえ、旅行業務取扱管理者定期研修の開催を延期とすることがあることから、平成30年1月4日から令和3年3月31日までに登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日が到来する各旅行業者等に所属する旅行業務取扱管理者（営業所において選任されている旅行業務取扱管理者及び旅行業務取扱管理者として選任見込みの者（以下「選任管理者等」という。）に限る。）が研修を受講ができない場合には、旅行業者等の代表者名で、令和3年3月31日までの間に旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りるとした措置を別表のとおり、講じることとする。

(別 表)

| 旅行業者の登録の有効期間の満了日の2か月前に当たる日 | 選任管理者等が旅行業務取扱管理者定期研修を優先的に受講することができる時期            | 経過措置  |
|----------------------------|--|---|
| 平成30年1月4日～令和2年3月31日        | 平成30年1月4日～令和2年3月31日の間の旅行業の登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日まで | 旅行業協会による旅行業務取扱管理者定期研修が延期となった等の理由により、登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日までに研修を受講ができない場合には、旅行業者の代表者名で、令和3年3月31日までの間に旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りる。 |
| 令和2年4月1日～令和3年3月31日         | 平成31年4月1日～令和3年3月31日の間の旅行業の登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日まで | 旅行業協会による旅行業務取扱管理者定期研修が延期となった等の理由により、登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日までに研修を受講ができない場合には、旅行業者の代表者名で、令和3年3月31日までの間に旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りる。 |

このほか、選任管理者等の旅行業務取扱管理者定期研修の受講については、以下（1）～（3）の扱いとする。

- (1) 旅行業者等は、以後は同じ周期（5年ごと）で、選任管理者等に対して旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる必要がある。
- (2) 旅行業者等は、この表に記載の時期に依らずとも旅行業務取扱管理者定期研修を受講させることは可能であるが、研修受講希望者が一時期に集中することを回避するため、旅行業協会は2年以内に旅行業登録の更新のある旅行業者の選任管理者等の研修受講を優先的に扱うことになることに留意すること。
- (3) 旅行業者は、この表に記載の時期において、登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日までに旅行業務取扱管理者定期研修を受講できない場合には、旅行業者の代表者名で、令和3年3月31日までの間に旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りることとする。

## 2. 旅行サービス手配業務取扱管理者の研修の扱いについて

改正旅行業法において、旅行サービス手配業者が選任する旅行サービス手配業務取扱管理者は、第29条において準用する第12条の12から第12条の14までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する旅行サービス手配業務に関する研修（以下「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。）の課程を修了したもの又は第28条第5項第1号若しくは第2号に掲げるものでなければならないこととなっている（旅行業法第28条第5項）。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、政府によるイベント等の開催自粛要請等を踏まえ、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の開催を延期とすることがあることから、各旅行サービス手配業者に所属する旅行サービス手配業務取扱管理者（営業所において選任しようとする旅行サービス手配業務取扱管理者に限る。）の旅行サービス手配業務取扱管理者研修の受講については、以下（1）の扱いとする。

- (1) 令和2年3月1日から令和3年3月31日までの間に新たに登録を受けようと申請する旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者が申請日までに旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受講できない場合には、旅行サービス手配業者の代表者名で、令和3年3月31日までの間に旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りることとする。

【本様式は、令和3年3月31日までに新規に旅行サービス手配業等の登録を受けようとする場合であって、旅行サービス手配業務取扱管理者として選任見込みの者が5年以内に旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受講していない場合に限り使用する】

※登録申請時までに、選任しようとする旅行サービス手配業務取扱管理者が旅行サービス手配業務取扱管理者研修の受講を終えている場合は、研修修了証の写しを提出して下さい（本誓約書の提出は不要です）。

## 旅行サービス手配業務取扱管理者研修受講に係る誓約書

都道府県知事 殿 令和 年 月 日

法人の名称：  
(※法人である場合に記載)

誓約を行う者（法人の場合は代表者）の  
氏 名：  
住 所：  
生年月日： 年 月 日 生

旅行サービス手配業の新規登録にあたり、営業所において旅行サービス手配業務取扱管理者として選任見込みである者について、旅行業法第28条第5項に基づいて登録研修機関が実施する研修（旅行サービス手配業務取扱管理者研修）を、令和3年3月31日までの間に確実に受講させることを誓約します。

### 【参考】

○旅行業法(昭和27年法律第239号)(抄)

#### 第28条

5 旅行サービス手配業務取扱管理者は、第6条第1項第1号から第6号まで並びに第26条第1項第2号及び第3号のいずれにも該当しない者で、次条において準用する第12条の12から第12条の14までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下この節において「登録研修機関」という。）が実施する旅行サービス手配業務に関する研修（以下「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。）の課程を修了したもの又は次に掲げるものでなければならない。  
(以下略)

【本様式は、令和3年3月31日までに旅行業の登録の有効期間の満了日の2か月前に当たる日が到来する場合に限り使用する】

※登録申請時までに、選任している旅行業務取扱管理者が旅行業務取扱管理者定期研修の受講を終えている場合は、研修修了証の写しを提出して下さい（本誓約書の提出は不要です）。

## 旅行業務取扱管理者定期研修受講に係る誓約書

令和 年 月 日

観光庁長官 殿

法人の名称：

（※法人である場合に記載）

誓約を行う者（法人の場合は代表者）の

氏 名：

住 所：

生年月日： 年 月 日 生

旅行業の登録更新にあたり、営業所において選任している旅行業務取扱管理者について、旅行業法第11条の2第7項に基づいて（一社）日本旅行業協会又は（一社）全国旅行業協会が実施する研修（旅行業務取扱管理者定期研修）を、令和3年3月31日までの間に確実に受講させるとともに、研修の受講を終えた際には、速やかにその旨及び研修修了証の写しを届け出ることを誓約します。

### 【参考】

○旅行業法（昭和27年法律第239号）（抄）

第11条の2

7 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、第41条第2項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。

○旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）（抄）

第10条の6 法第11条の2第7項の国土交通省令で定める期間は、5年とする。